

亀山市告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成30年12月12日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 31032
- 3 路線名 山下8号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
山下町字歌尾谷993番地先から山下町字山下16番地先まで	新旧	98.24	最小	1.39
			最大	2.76
	新	86.30	最小	5.00
			最大	8.90

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 31033
- 3 路線名 山下芸濃線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
山下町字山下22番地先から山下町字歌尾谷993番地先まで	旧	22.90	最小	2.35
			最大	2.64
	新	22.90	最小	3.74
			最大	4.00